

令和4年3月10日  
健康部保健予防課

予防接種再接種費用助成について

1 趣 旨

骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種が必要と診断された者に、再接種費用の助成を行うことで、被接種者の経済的負担の軽減、接種の促進を図り、感染症の発生及びまん延を防止する。

2 対象者

- 再接種日に、区民である20歳未満の者で、次の全てに該当する者
- ・骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種の免疫が低下または消失し、再接種が必要と医師が診断した者
  - ・国内の医療機関で再接種を行う者

3 対象ワクチン

予防接種法第2条第2項で定められた疾病にかかるワクチン（ロタウイルスを除く）

4 助成金額

医師会と契約しているワクチン単価と自己負担額のいずれか低い額

5 健康被害

再接種は予防接種法に基づかない「任意接種」となるため、接種後に健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度の対象となる。

6 スケジュール

令和4年4月 ホームページ及び区報（4月1日号）で周知  
申請受付開始

参考 申請フロー（予定）

